

インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業委託仕様書

1 件名 インフルエンサーを活用した SNS 情報発信事業

2 委託の趣旨（目的）

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、それに伴い減退した観光需要を回復するためには相当な時間が必要と考えられ、おんせん県おおいたの魅力を発信し続けることが重要と考えられる。

観光地での定番のみならず、地域の人たちではなかなか気づくことができない新たな魅力を発見し、感性豊かな訴求力で発信してくれるインフルエンサーを起用し、コロナ禍でも楽しめる旅の魅力を引き立てて、旅行の情報収集をしているユーザーの興味・関心を高め、観光認知度の向上と中長期的な観光地のPRを図ることを目的とする

3 委託期間

契約締結の日から令和4年3月31日（木）まで

4 業務内容

(1) インフルエンサーを活用した2泊3日旅の提案（モデルコース）

(ア) インフルエンサーについて

- ・インフルエンサーは4名以上起用すること
- ・インフルエンサーの発信媒体はSNSとし、YouTube、Instagramなど種類は問わない
- ・ターゲットは20～40代。主に女性を中心とした若年層とすること
- ・ターゲットの行動に関して影響力をもち、大分県の魅力を効果的にPRできること
- ・観光素材として構図やアングルなど見映えのよい素材（写真）を撮れること

(イ) 2泊3日旅（モデルコース）について

- ・コロナ禍でも楽しめる旅の提案をすること
- ・招聘するインフルエンサーは県北、県中、県南、県西、県東エリアの中から4つのモデルコース造成し、全て別々のエリアを周遊すること。ただし1コースは別府・由布院とすること  
例①：別府 or 由布院エリアに1泊し、それ以外は県北・県南・県西・県東エリアなど他エリアで1泊の計4エリア  
例②：別府&由布院エリアで1つのモデルコース、それ以外は県北・県南・県西・県東エリアなど他エリア
- ・旅のスタートは県内のJR駅、フェリー乗り場、大分空港からとし、旅の行程が分かるようにすること。ただし、1名は必ず、関西からのフェリーに乗船すること
- ・撮影に係る費用（使用料、出演料、謝礼金など）は受託者の負担とすること
- ・撮影が円滑に行われるようにディレクターを配置するなど適切な組織体制を構築すること

(ウ) キャッチコピーなど制作のイメージやコンセプト、それを実現するための方法についても記

載すること。ただしキャッチコピーに、「コロナ禍」「with コロナ」などのワードは、使わないこと

#### (エ) その他

- ・インフルエンサーによる投稿数、投稿期間は大分の魅力が効果的に PR できる回数等を提案すること
- ・撮影時期については、提案を基に協議の上決定する
- ・最終的に起用するインフルエンサーは協議の上決定する
- ・(イ) のモデルコースについては、インフルエンサーの意見を強く取り入れ、インフルエンサーの個性や感性を重視し、受託決定後に調整すること

#### (2) 専用WEBサイト制作

- ・次年度も有効活用できるよう、ターゲットを意識した、見やすく・わかりやすいデザインとし、閲覧者が興味関心をもち旅行意欲を促すような工夫をすること。それ以外の仕様は提案を基に協議の上決定する
- ・大分県の旅行に関する検索をした際に、専用サイトがヒットしやすいように構築すること

#### (3) 情報発信

- ・関西を中心とし、九州地区、中国地区、四国地区に向けて、WEB ページに着地する情報発信を効果的に行うこと
- ・発信の手法は問わない
- ・発信する地域は、関西圏（兵庫、大阪）、九州地区（福岡、宮崎、熊本）、四国地区（愛媛）、中国地区（山口、広島）を主とし、効果的に発信すること
- ・情報発信にあたり、広告によって達成可能な目標 KPI を設定すること

#### (4) データ集計・分析

- ・WEB ページなどの情報の分析・集計データを提供するものとする
- ・提供する内容、時期などについては協議の上決定するものとする

#### (5) 報告書および成果物の提出

- ・事業完了後、委託期間内に報告書を提出すること
- ・データ納品にあたり必要な肖像権の処理を行うこと。納品の形式などは協議の上決定するものとする
- ・投稿以外に撮ってある写真データについても、成果物として納品し、著作権等の権利はツーリズムおおいたに帰属すること
- ・成果物は事業期間中、二次利用（ホームページへの掲載、他印刷物への掲載等）が可能なものであることを前提とする。また使用において、都度承諾を得る必要がないものとする

#### (6) その他

- ・運営にあたって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底すること

- ・新型コロナウイルスの感染状況が悪化し事業が遂行できない場合は、契約期間を延長する可能性もある

## 5 企画提案にあたっての注意点

- ・事業の実施に必要なすべての経費（運営費、人件費、消耗品費、通信運搬費等）を含むものとし、業務とは直接関係ない経費（会合や飲食費含む）は対象外とする

## 6 スケジュール

- ・ 9月27日（月） 提案書・審査資料提出期限
- ・ 10月5日（火） プレゼンテーション（予定）
- ・ 10月7日（木） 審査結果通知（予定）

## 7 成果物の著作権等

- (1) 本業務により得られた成果物の著作権、所有権、利用権は、原則としてツーリズムおおいたに帰属すること。事前連絡なく加工及び二次利用できるものとする。ただしツーリズムおおいたに帰属することができない適当な理由がある場合で、事前に承諾を得たときはこの限りではない
- (2) 成果物について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること

## 8 実施体制

- (1) 企画、打ち合わせや内容変更、新型コロナウイルスによる移動制限が生じた場合などに十分かつ迅速に対応できるような体制を整えること（可能な限り大分県内に連絡箇所を設けること）
- (2) 専任の担当者を配置し、ツーリズムおおいたとの打合せ等に担当者等を出席させること。また、電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制をとるとともに、ツーリズムおおいたから派遣要請があった場合には、2日以内に担当者を派遣すること
- (3) 企画提案等の内容について、ツーリズムおおいたと委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること
- (4) 受託者の本社所在地が大分県外である場合、委託業務を実施するにあたっては、大分県内に本社または支社を有する企業を活用すること

## 9 その他の条件

- (1) パートナー企業として、ツーリズムおおいたに対しプロモーションプランを提案するとともに、大分県の認知度・好感度を高め、大分県の魅力（ブランド力）の向上と定着、さらには大分県への誘客につなげることを目的とした効果的・効率的なPR手法をツーリズムおおいたと一体となって検討・協議のうえ、決定した広報内容を確実に実施すること
- (2) 契約締結後、本業務の執行計画を明確かつ詳細に作成・提示すること
- (3) 本仕様に定めのない項目については委託者と受託者の協議の上決定することとする